

2024年度

(令和6年度)

福山市雇用対策協定に基づく
事業計画

福 山 市
広 島 労 働 局

第1 趣 旨

福山市（以下「市」という。）と広島労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、2018年（平成30年）3月22日に「福山市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び福山公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局が行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、当該計画を策定する。

また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図る。

第2 2024年度（令和6年度）の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業振興課、労働局においては職業安定部を雇用労働施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図る。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。

また、ハローワークは、市に対して雇用労働施策の情報を提供するとともに SNS を利用した情報発信を行い、事業所や経済団体、求職者に対しても積極的に雇用労働施策等の周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすい市民への情報提供に取り組む。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワークは、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するに当たり、「福山市雇用対策協定運営協議会」を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 若者への就職支援、女性の活躍推進、人材育成等に向けた取組

(1) 若者への就職支援

ア 若者と地元企業とのマッチング支援

若者の地元企業への就職を促進するため、市、労働局及びハローワークは、それぞれが実施（共催）する就職に関する相談会、見学会、セミナーなど、若者と地元企業とのマッチングや若者の地元企業に対する認知度向上を目的とする事業について、連携して取り組む。なお、これらの支援の実施に当たっては、必要に応じてオンラインの活用を検討する。

<実施する事業>

- ・ 市内の小学生から高校生を対象とした、職業観醸成及び地元産業についての出前講座の実施
- ・ 高校生向け合同企業説明会の開催
- ・ 市公式 LINE による市内就職情報の発信及び市内高校・大学生に対する新規利用登録の働きかけ
- ・ 中高校生に対し、市内企業への就職を促す情報提供として、合同企業説明会の開催
- ・ 従業員の奨学金返済支援制度を創設した企業への助成制度（奨学金返済支援

事業費補助)の周知・活用促進

<数値目標>

- ・ハローワークの就職支援ナビゲーター(学卒・若年者)の支援による正社員就職件数 503件

イ 若者雇用促進法の周知・啓発及び地元企業の情報発信

労働局及びハローワークは、若者雇用促進法に基づき、新卒者等を募集する企業に対して、求人情報と共に募集・採用に関する状況、職業能力の開発・向上に関する状況など、幅広い職場情報を提供するよう周知・啓発に努めるとともに、優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定制度)の周知・活用促進を図り、市とも連携して地元企業の情報を発信する。

(2) 女性の活躍推進

ア 福山ネウボラとハローワークの連携強化

福山ネウボラが妊娠、出産、子育てに関し、切れ目のない支援を行い就労・再就職支援への取組みを推進するため、ハローワークは、ネウボラ相談員を対象とした研修を実施する。

また、市及びハローワークは、ネウボラ相談窓口における相談者からの就職相談に円滑に対応するため、福山ネウボラとハローワークマザーズコーナーとの連携を強化する。

イ 女性活躍推進法の周知啓発

市及び労働局は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の基本方針を広く周知し、事業主に対して、女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、情報公表の義務などを、広報紙やホームページ、事業主への資料送付などにより周知啓発を図る。

ウ 女性の活躍推進に向けた取組の実施

職場での女性の活躍を推進するため、市及びハローワークは、それぞれが実施(共催)する女性活躍推進に関する事業について、連携して取り組む。

<実施する事業>

- ・ハローワーク職員によるネウボラ相談員に対する研修の実施
- ・女子大学生と市内中小企業の女性従業員の交流イベントの実施
- ・子育てと仕事の両立に関するセミナーの実施
- ・「改正女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定制度(「えるぼし」・「プラチナえるぼし」)の周知・活用促進
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定制度(「くるみん」・「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」)の周知・活用促進

(3) 人材育成等の取組

地元企業における人材育成を促進するため、市、労働局及びハローワークは、人材育成に関する取組について、相互連携に努める。

特に、市が実施している「ものづくり大学」は、ものづくりのまちである市を含む備後圏域における企業の更なる発展を目的とした人材育成の取組であり、労働局及びハローワークはこの取組に対し積極的に協力する。

<目標とする事業実施>

- ・ 福山市が実施する「ものづくり大学」の周知・活用促進

(4) 「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」

福山市には、ものづくり企業が多く立地し、地域経済をけん引している。この中には、「環境への配慮」、「誰もが働きやすい職場環境の整備」、「女性・障がい者・高齢者の雇用」を積極的に進めるなど、人にも社会にもやさしい「グリーンな企業」が多くある。福山市では、こうした企業の取組を市内外へ発信する新たなプラットフォームを構築し、イメージアップや若者の地元就職につなげる取組を官民連携で進めることとしている。市及び労働局・ハローワークは、相互に連携し、企業の競争力強化や価値の向上、人材の確保につなげる。

3 U・Iターン就職の支援

市外の若者などの地元企業への就職を促進するため、市及びハローワークは、それぞれが実施（共催）する、就職に関する相談会、見学会、セミナーなど、市外の人材と地元企業とのマッチングや地元企業の認知度向上を目的とする事業について、連携して取り組む。

<目標とする事業実施>

- ・ 福山市内等でインターンシップを実施した企業への交通費、宿泊費の助成制度の周知・活用促進
- ・ 「福山地方雇用対策協議会」が U・I ターン就職希望者を対象に行うオンライン企業説明会等事業の周知・活用促進

4 高齢者や障がい者等の就業機会の拡大

(1) 高齢者の就職支援

ハローワークは、高齢求職者に対し、生涯現役支援窓口における支援、個別求人開拓などの就職支援を行う。

また、地元企業などにおける高齢者の就労を促進するため、労働局及びハローワークは、市が実施する事業者向けの高齢者雇用に関する啓発セミナーや、高齢者向け合同企業説明会の実施に協力する。

また、高齢者が活躍できる環境を整備するため、65 歳までの雇用確保措置及び 70 歳までの就業確保措置が的確に講じられるよう取り組む。

<数値目標>

- ・ ハローワークの生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率 83.4%

(2) 障がい者の就職支援

市及びハローワークは、障がい者の就労を通じた地域社会への参画促進を図るため、事業者向けの障がい者雇用に関する啓発セミナーや、障がい者を対象とした就職面接会などの事業を連携して実施する。なお、これらの支援の実施に当たっては、必要に応じてオンラインの活用を検討する。

<実施する事業>

- ・ 障がい者就職面接会の開催
- ・ 障がい者雇用推進セミナーの開催
- ・ 障がい者雇用奨励金の周知・活用促進

(3) 外国人に対する支援

ハローワークは、外国人労働者が職場や地域において共生できるよう、市が実施する支援事業が円滑に実施されるよう周知活動を行う。

ハローワークは、雇用管理の改善及び外国人雇用状況届出制度の適切な運用等に係る周知、啓発等や「外国人就労・定着支援研修」の円滑な実施のため、市と連携し取り組む。

市及びハローワークは、ウクライナ避難民の就労支援が必要となる場合、連携して取り組む。

<実施する事業>

- ・ 外国人留学生向け合同企業説明会の開催

(4) 就職氷河期世代に対する支援

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代である。その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定就労又は無業の状態にあり、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいる。市及び労働局は、就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォームへ参画する中で、氷河期世代の正社員への就職や社会参加を促進し活躍の場を広げられるよう支援する。なお、支援の実施に当たっては、必要に応じてオンラインの活用を検討する。

<実施する事業>

- ・ フリーター・ニート及びその家族等並びに当事者向けセミナーの開催
- ・ 企業向け人材活用セミナーの開催

5 雇用変動や雇用調整等に対する支援

市における産業施策により企業誘致され、一定規模の求人需要が発生した際に、市、労働局及びハローワークが情報共有を図り、個別面接会の開催や、近隣市町における求

職者の動向等に係るデータを提供することで、必要な人材確保を図る。

また、特段の事情に起因する企業活動縮小に際し、雇用調整助成金の活用や出向のためのマッチングを支援するなど、労働者の雇用維持に向けて相互連携を推進する。

やむを得ず離職者が発生する場合において再就職支援対策を連携して行う。

<実施する事業>

- ・ 地域のニーズを踏まえた、中途採用向け合同企業説明会の開催
- ・ 産業団地進出企業の雇用確保対策のための情報共有及び合同求人説明会の開催について検討

6 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

市及びハローワークは、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、要支援者に対し、適性に応じた職業紹介・斡旋を実施し、就労支援を実施する。

<数値目標>

- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業福山地域協議会において定める。

7 福祉分野（介護・保育・障がい等）における人材確保対策

市及びハローワークは、介護・保育・障がい等の福祉分野において、「福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会」とも連携し、就職面談会・ガイダンス及び未経験者を対象としたセミナー等を開催し、人材確保対策を推進する。

ハローワークは、「ふくやま人材確保支援コーナー」において、求人者及び求職者に対する支援を実施する。なお、支援の実施に当たっては、必要に応じてオンラインの活用を検討する。

<実施する事業>

- ・ 就職面談会・進路ガイダンス等の開催
- ・ 未経験者を対象としたセミナー等の開催

8 働き方改革の推進

働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進する。

<実施する事業>

- ・ 労働局が委託している「働き方改革推進支援センター」の専門家（社会保険労務士等）による中小企業事業主対象無料相談の周知・活用促進
- ・ ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の周知・活用促進
- ・ 男性の育児休業取得促進を主な目的として改正された「育児・介護休業法」の周知

- ・ 男性育児休業取得率50%の達成及び男性育児短時間勤務制度の利用に対する助成制度（男性育児休業及び育児短時間勤務制度取得促進事業費補助）の周知・活用促進